

別紙 人権に関する重点課題

(1) 差別の禁止

各国・地域の文化・習慣を尊重し、人種、肌の色、信条、宗教、性自認、性的指向、国籍、年齢、出身、心身の障害、病気等、事由のいかんを問わずあらゆる差別を禁止する。

(2) 非人道的な扱いの禁止

従業員の人権を尊重し、虐待や各種のハラスメント（嫌がらせ）をはじめとする過酷で非人道的な扱いを禁止する。

(3) 児童労働の禁止

最低就業年齢に満たない児童対象者を雇用せず、また児童の発達を損なうような就労をさせない。

(4) 強制労働の禁止

すべての従業員をその自由意思において雇用し、また従業員に強制的な労働を行わせない。

(5) 地域住民・先住民族の権利の尊重

事業活動を行う国・地域の法令や社会規範に定められた地域住民、先住民族の権利に配慮する。

(6) 適切な賃金の確保

事業活動を行う国・地域の法定最低賃金を遵守するとともに、生活賃金以上の支払に努め、賃金の不当な減額を行わない。

(7) 適切な労働時間の管理

従業員の労働時間・休日・休暇を適切に管理し、過度な時間外労働を禁止する。また、国・地域による法規制が国際的な基準を満たさない場合は国際的な人権の原則を尊重する。

(8) 従業員の団結権・団体交渉権の尊重

労働環境や賃金水準等の労使間協議を実現する手段としての従業員の団結権及び団体交渉権を尊重する。

(9) 問題発生時の対応

人権侵害等の懸念を通報・相談するために利用可能で実効性のある通報窓口を設置し、通報者の秘密が厳守され、通報したことを理由に不利益な取り扱いを一切受けることがないようにする。